



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	続「日本人の法意識」はどのように変わったか：2022年調査を踏まえて
Author(s)	松村, 良之; 木下, 麻奈子; 前田, 智彦 他
Citation	北大法学論集, 74(4・5・6), 1-40
Issue Date	2024-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91430
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_74_456_01_Matsumura.pdf



続「日本人の法意識」は どのように変わったか

—— 2022年調査を踏まえて ——

松村 良之、木下 麻奈子、前田 智彦、森 大輔

I はじめに

本研究の目的は50年間におよび法に対する日本人の態度の変化を検証することである⁽¹⁾。本稿は、我々が2022年に行った社会調査(以下、「2022年調査」と略す)の単純集計を掲載し、過去50年における日本人の法態度⁽²⁾の変化を示す。比較する調査は、2005年に松村・木下等が行った調査(以下、「2005年調査」と略す)⁽³⁾、日本文化会議(1982)が1976年に行った調査(以下、「1976年調査」と略す)である。なお日本文化会議が1971年に行った調査(日本文化会議編 1973、以下、「1971年調査」と略す)でも質問した設問については、同様に結果を示す。このように本研究が追試であるという性質上、我々の研究上の問いは1976年調査(一部は1971年調査)で明らかにされた法態度の構造が、現在においてもどれだけ維持されているかということである。

II 調査方法

1. 2022年調査の調査方法

2022年調査の母集団は18歳以上の日本人である。年齢の上限は設けなかった。

サンプルサイズは1,200であり、サンプリングは層化無作為二段抽出

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

である。サンプルの抽出地点数は75地点、1地点からの抽出人数は16人であった。抽出に用いた台帳は、住民基本台帳のみである。サンプリングは2021年10月から12月に行われた。

2022年調査の実査は、2022年1月14日から2022年2月6日にかけて行われた。調査方法は訪問留め置き法（一部、郵送による返送を含む）である。有効回収率は57.6%（691サンプル）であった。コロナ禍での調査であったため調査を遂行できるか自体が懸念されたが、最終的には近年の社会調査としては高い有効回収率を得ることができた。

2. 先行調査の調査方法

先行調査の調査方法については松村・木下他（2006b：2005－2004）にも掲載しているが、比較の対象として本研究においても重要であるため、ここにも再掲する。なお、調査方法は各調査の報告書、論文に記載されているとおりを記した。

【1971年調査の調査方法】

1971年調査の対象者は、首都30キロメートル圏内に居住する有権者である（日本文化会議 1973:53）。詳しくは本稿Ⅱ 4. を参照してほしい。サンプリングの方法は、層別等間隔無作為二段抽出法による。サンプリングの基礎となる選挙人名簿としては1971年（昭和46年）6月2日に執行された参議院議員選挙での確定数（11,699,231人）のものが使用されている。抽出標本数は、1,500標本（100地点、1地点15票本）である。調査方法は、調査員による個人面接聴取法であった。調査期間は、1971年（昭和46年）7月22日～27日であった。回収分析標本数は1,053標本、回収率は70.2%であった（日本文化会議 1973：54）。

なお、1971年調査および1976年調査の調査票は、標準的な社会調査票からみると設問および回答選択肢の構成・文言が奇異に感じられる部分が多いと思われるかもしれない。この点については別途議論する。

【1976年調査の調査方法】

1976年調査の調査対象者は、首都圏30キロメートル圏内の20歳以上の一般男女である。標本数およびサンプリングは、層化無作為二段抽出に

よる1,500サンプル(100地点、1地点15サンプル)である(日本文化会議 1982:217)。調査方法は、個別訪問面接聴取法、調査期間は1976年(昭和51年)3月11日～3月29日である。回収状況は、回収数1,080サンプル、回収率は72%であった。

【2005年調査の調査方法】

2005年調査は、注3にも記載したように、特定領域研究(B)「法化社会における紛争処理と民事司法」(領域代表 村山眞維)の一部として行われた(松村・木下他 2006b:2005-2004)。この特定領域研究の研究では、日本全国の20歳以上70歳以下の成人を母集団とし、調査全体のサンプルサイズを25,014とする大規模な調査を行った。この調査のサンプリングは二段階抽出ランダムサンプリング(層化無作為二段抽出法)で、抽出地点は1,137地点であり、1地点から22名を住民基本台帳もしくは選挙人名簿で系統抽出法により抽出した。サンプリングは、2004年12月から2005年1月にかけて行われた。

全体のサンプルサイズが大きいので、調査票を11種類作成し、そのうちの1バージョンを、日本文化会議(1973:1982)の追試を目的としたものに割当てた(それが2005年調査である)。したがって2005年調査のサンプルサイズは2,274である。実査は2005年2月から3月にかけて訪問留め置き法で行なわれた。有効回答数は1,138、有効回収率は50.0%である。なおリサーチデザインの詳細については、松村・木下他(2006a)を参照されたい。

3. 質問文の変更

2022年調査は原則的に2005年調査の設問と同一のものをを用いたが、若干の変更がある(付録:表1)。ほとんどの変更は、強調するため下線を引くといった些末な変更であるが、現代の社会状況の変化に即した修正も行った。たとえばQ15-1では、「汽車」という言葉は都市部ではほとんど用いられないことから、質問文の「汽車にのったら」を「鉄道にのったら」に変更した。また、Q42では、法令の改正に基づき、選択肢に「50万円以下の罰金」を付け加えた。これらの修正は、設問の内容を大きく変更するものではないので、先行調査と等価の内容だと考えている。

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

なお、過去の各調査での質問文の詳しい変更点（1971年調査から1976年調査への変更点および1976年調査から2005年調査への変更点）については松村・木下他（2006b：2003－1998）に掲載している。

4. 首都圏30キロ圏内のサンプル

1971年調査及び1976年調査では首都圏30キロメートル在住の人を対象としていた⁽⁴⁾。首都圏30キロメートルとは、総務省（旧総理府）統計局が国勢調査の結果を集計する際に、旧東京都庁（東京都千代田区）を中心とする一定の半径の円内に含まれる市区町村の地域を合わせて、同心円状の距離帯に区分していることに基づく。すなわち首都圏30キロメートルは旧東京都庁から30キロメートルとなる地域である。

首都圏30キロメートルに在住の人を対象とした調査結果を、全国の人を対象とした調査結果を比較するために、それらの度数分布表（表2）を全国調査の結果と併せて提示した。なお、いずれの設問においても分布に大きな違いはみられなかった。

Ⅲ 調査の結果

1. 法態度に関する結果

2022年調査の結果を、先行調査の1976年調査、2005年調査と比較しながら検討する。各設問の度数分布表は付録に表2として、まとめて掲載する。調査票にその質問文が用いられなかった場合は、表内のセルに「－」で表示した。また、本文では原則的に設問順に結果を紹介する。

2022年調査が2つの先行調査の追試であるという性格上、本稿で用いられる設問の文言や、それに関する説明は、先行調査の結果を公表した論文（松村・木下他 2006b）と重複せざるをえない。しかし、結果を比較するという目的のためには他の方法がないため、冗長ではあるが、記述統計の結果を報告する。

なお、1971年調査および統計数理研究所が行っている「日本人の国民性調査」（中村、土屋、前田 2015）でそれぞれ尋ねられた質問が2022年調査でも用いられている場合には、該当する箇所で言及する。

日本人の国民性調査（中村、土屋、前田 2015：93、以下、「国民性調査」

と呼ぶ)は、統計数理研究所が5年ごとに行っている社会調査である。調査年は異なるが変化の傾向を見るために、以下では国民性調査第13次全国調査(2013年実施)の結果も併せて紹介する⁽⁵⁾。なお、我々の調査結果で割合を示すときは小数点第一位まで表記したが、国民性調査の報告書では整数で表記されているので、本稿の本文で引用する際はそのとおりに記した。

まずQ1では、自分にとって好ましい上司について尋ねている。選択肢2の「時には規則をまげて無理な仕事をさせることもあります、仕事のこと以外でも人のめんどろをよく見ます」の選択率は、1976年で77.6%、2005年で60.9%、2022年で43.3%と減少し、1976年に比べると2022年は34ポイント下がった。代わりに選択肢1の「規則をまげてまで無理な仕事をさせることはありませんが、仕事以外のことでは人のめんどろを見ません」が増加している。

国民性調査第13次全国調査(中村、土屋、前田 2015:93)の「#5.6 めんどろをみる課長(＃は国民性調査の設問番号に付与された印である。以下、同じ)」をみると、選択肢2の「めんどろをみる上司」を選択した割合は、1973年で81%、1978年で87%、2003年で77%、2008年で81%、2013年で81%であり、我々の調査の方が選択された割合が小さい。

Q2では、大切なことを2つ選択するように指示した。2022年調査では、「親孝行をすること」が最も多く52.5%、次いで「個人の権利を尊重すること」が50.8%であった。1976年調査では選択率が最も高かった選択肢は「個人の権利を尊重すること」で59.8%、二番目は「親孝行をすること」で52.9%であった。2005年調査では「親孝行をすること」が61.3%、二番目が「個人の権利を尊重すること」で44.4%であった。

国民性調査第13次全国調査(中村、土屋、前田 2015:91)の「#5.1d 大切な道徳」をみると、「親孝行をすること」の選択率は、1973年で63%、1978年で70%、2003年で73%、2008年で76%、2013年で75%であった。

Q3-1では、入社試験で1番の人を採用するか、2番となった親戚の人を採用するかを問うている。「1番の人を採用するようにいう」の選択率は、1976年調査では62.6%、2005年調査では62.6%、2022年調査では69.1%であった。

国民性調査第13次全国調査(中村、土屋、前田 2015:88)の「#5.1c1 入

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

社試験（親戚）」では、「1番の人を採用するようにいう」の選択率は、1973年（K+M）⁽⁶⁾で73%、1978年で72%、2003年で73%、2008年で79%、2013年で78%であり、国民性調査の方が選択される割合が高い傾向にある。

さらに Q3-2では、Q3-1における「2番の人」が親戚の人ではなく、恩人の子供の場合を尋ねた。その場合でも、「1番の人を採用するようにいう」の選択率は、1976年調査では42.2%、2005年調査では36.2%、2022年調査では48.9%であった。2005年調査と比べると、2022年調査は約13ポイント増加した。

国民性調査第13次全国調査（中村、土屋、前田 2015:89）の「#5.1c2 入社試験（恩人の子）」では、「1番の人を採用するようにいう」の選択率は、1973年（K+M）で52%、1978年で47%、2003年で54%、2008年で58%、2013年で56%であった。

Q4では、個人の権利と公共の利益を比較させた。2022年調査では、「公共の利益のためには、個人の権利が多少犠牲になることがあってもしかたがない」の選択率は、1971年調査で48.4%、1976年調査で57.9%、2005年調査で40.4%、2022年調査で40.1%であった。この結果は2005年調査と比べてほとんど変化がないが、1976年調査と比較すると約18ポイント下がっている。

一方、国民性調査第13次全国調査（中村、土屋、前田 2015:115）で尋ねられている「#7.5b_公益と個人の権利」（国民性調査では、この設問を公共の利益ではなく「公益」としている）の結果をみると、「公共の利益」を優先する考えを選択した割合は、1973年調査で55%、1978年調査で55%、2003年調査で51%、2008年調査で55%、2013年調査で53%であった。

融通性の尺度は、「法に対してゆうずう（表記は原文のママ）をきかせる考え方」を測定しており、「日本人の特色とよくいわれるので」取り上げている（日本文化会議 1973:131-146）。法に対して寛容か、厳格かは、法意識の基本的次元の一つとして詳しく検討が加えられている（日本文化会議 1973:12-17, 131-146; 1982:65）。以下に、融通性に係わる設問の結果をみてみよう。なお融通性尺度等の経年変化については木下（2023）を参照してほしい。

まず Q5では「国有林のなかにつつじや、ふじ、など庭に植えるのに

ちょうどよいような雑木が生えているとします。しかしそのへんには『国有林につき立ち入りを禁ず』という立札が立っています。ここでAさんとBさんとは意見がわかれしました。あなたはどちらの意見に近いですか。」と尋ねた。これに対し、選択肢1の「Aの意見に近い(A「どうせほっておいたら、雑木として刈りとられてしまうのだから2～3本とってかまわない)」の選択率は、1971年で41.6%、1976年で12.3%、2005年で12.4%、2022年で7.1%であった。1971年が突出して高いが、1971年以前の調査がないため、これが一時的な現象なのか、あるいはそれ以前も高かったのかは明らかではない。とくに1971年調査で「ワラビやゼンマイ」であった設問文が、1976年調査では「つつじやふじ」に変更されている。そのため、国有林へ勝手に入る是非という側面より、物を盗ることは是非が強調された可能性もある。

Q6では「近所に空地があります。これはAさんの私有地なのですが、たまたま、いま空地になっています。そこへ近所の子供たちがきて、野球をやったり、ボール遊びをしたりします。そこで、Aさんはいつも『ここは私の土地だからここで遊ばないように』と注意をするのですが、子供たちはなかなか言うことをききません。ところで、この近所に住んでいるXさんとYさんは、この件について話しあって意見が対立しました。あなたはどちらの意見に近いでしょうか。」と尋ねた。その結果、選択肢1の「どうせ空いているのだから、子供たちが遊んだってかまわないではないか」の意見に近いとする割合は、1971年調査で54.1%、1976年調査で39.6%、2005年調査で27.5%、2022年調査で16.5%であった。

Q7は不治の病で患者に同情して投薬を止めてその患者を死に至らせた医師については、「無罪にすべきだ」を選択する割合は、1976年調査で38.9%、2005年調査で37.5%、2022年調査で34.8%であった。2022年調査では「有罪とすべきだ」を選択する割合は21.9%であり、「無罪にすべきだ」よりも少なかった。一方、「わからない」は43.3%であった。

Q8で時効の制度に関する考えを尋ねたところ、「時効などない方がよい」を選択する割合は、1976年調査で39.7%、2005年調査で59.1%、2022年調査で66.7%であった。2022年調査では、1976年調査に比べて27ポイント増加している。なお、時効に関する設問としてQ17、Q18も参照してほしい。

Q9の犬に襲われて、他に方法がないので、難を逃れるため、他人の家のドアをこわして侵入したことについて、「罰せられると思う」と回答するものは、1976年調査で32.5%、2005年調査で43.3%、2022年調査で47.8%であった。

Q10の好ましい公務員のタイプについては「法のねらいをくんで、臨機応変に法を適用しようとする人」が好きとする割合は、1971年調査で66.4%、1976年調査で73.4%、2005年調査で74.0%、2022年調査で79.8%と、増加している。

Q11の法律の適用については「法律というのは、状況によって制裁を加えるかどうかを判断すべきもので、文字どおりに適用するのはよくない」と回答するものは、1971年調査で62.3%、1976年調査で65.7%、2005年調査で63.6%、2022年調査で62.5%であった。

Q12では、いちど交わした契約が、何年かたって実情にそぐわなくなったときへの対応について尋ねた。その結果、「実情にそぐわなくなったときには話し合ってその契約は守らなくてもすむようにしてもらう」を選択する割合は、1971年調査で64.3%、1976年調査で61.7%、2005年調査で64.3%、2022年調査で72.8%であった。

Q13では契約書についての意見を尋ねた。その結果、「契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないように、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておく方がよい」と回答する割合は、1971年調査で89.5%、1976年調査で89.1%、2005年調査で87.6%、2022年調査で89.3%と一貫して高く、ほとんど変化は見られない。

日本文化会議(1982:58)では、日常軽易なものに対する厳罰志向スケールを構成するために、Q14-1、Q15-1、Q16、Q29の4問を用いている。ここでは初めの3問と枝問のQ14-2、Q15-2の結果を紹介する。Q29については、後述する。

まずQ14-1では、車がくる気配がほとんどないことが明らかだったときに、信号が赤でも渡るか渡らないかについて尋ねた問いである。それに対し、「信号が赤なら渡らないで、青になるまで待つと思う」と回答するものは、1976年で57.8%、2005年で54.0%、2022年で60.3%と全般的に高かった。なお、2005年調査以降は選択肢から「状況による」を削除したため、「わからない」の選択率が高くなった可能性もある。

Q14-2では、前問で「わからない」と回答した人に対し、どういう状況だと渡るかを、複数選択で回答させた。その結果、「自分が非常に急いでいるようなときには渡る」を選択する割合は、1976年調査で11.9%、2005年調査で59.1%、2022年調査で52.1%であり、選択率が高かった。前述したようにQ14-1の選択肢から「状況による」を削除した影響がここにも出た可能性がある。

Q15-1は鉄道に乗ったら「車内禁煙」という表示がしてあった場合、車内はがらがらで他人に迷惑がかかりそうにないときに喫煙するかどうかを尋ねた。その結果「吸ってはいけない」と回答するものは、1976年調査で89.0%、2005年調査で94.4%、2022年調査で98.0%と一貫して高かった。なおこの設問では、2005年調査で「汽車にのったら」と尋ねていたのを、2022年調査では「鉄道にのったら」に、また「汽車はがらがらで」であったのを「車内はがらがらで」に変更した。

Q16では、「場内飲食禁止」と表示されている映画館で大勢の人が客席にすわったまま飲食している場合でも、「自分だけでも休憩室へ行ってそこで飲み食いするだろう」を選択したものは、2005年調査で62.3%、2022年調査で67.7%であった。

なお、1976年調査では汽車で禁煙とされている場合に喫煙するかという設定であったため、2005年調査以降では、「場内禁煙」を「場内飲食禁止」に、「タバコをすう」を「ジュースを飲んだりスナックを食べたり」に、「喫煙室」を「休憩室」にそれぞれ変更した。ただし本論文の度数分布表では、1976年調査の設問と2005年調査以降の設問を等価なものとして扱い、集計している。

時効については尋ねたのが、次のQ17とQ18である(Q8も参照してほしい)。まずQ17では大事件の時効について尋ねたところ「時効などない方がよい」を選択する割合は、1976年調査で51.5%、2005年調査で71.3%、2022年調査で73.2%であった。なお、この設問については、1976年調査で「3億円事件が(原文のママ)」と尋ねていたのを、2005年調査で「三億円事件やグリコ森永事件などのいくつかの大事件は」に変更し、さらに2022年調査で「三億円事件やグリコ森永事件などの被害額が巨額で世間を騒がせたいくつかの大事件は」に変更した。

Q18の世話になった老人夫婦をころしてお金を奪った場合では「時効

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

などない方がよい」を選択する割合は、1976年調査で68.8%、2005年調査で80.6%、2022年調査で82.2%であった。

Q19では「親を殺した場合、ほかの殺人よりも重い罪とすべきだと思いますか」と尋ねた。その結果、「親を殺したという理由で特別の扱いをする必要はない」を選択する割合は、1976年調査で34.0%、2005年調査で42.6%、2022年調査で64.3%であった。

Q20では「子供の頃天才少年とさわがれた人が、平凡な大人になり、たいへん貧乏暮しをしていました。それを雑誌記者が記事にしたとします。このような記者の行為は「個人の基本的人権をおかす、プライバシーの侵害である」と思いますか。それともどんなことでも読者は知りたいのだから、このような記事を発表することは『読者の知る権利を守ることになり、けっこうなことである』と思いますか」と尋ねた。その結果、「プライバシーの侵害である」を選択する割合は、1976年調査で60.2%、2005年調査で68.5%、2022年調査で72.2%であった。

Q21では「さいきんのテレビ番組のなかには、刑法にふれるようなわいせつな番組もあるといわれています。このような状況のなかで、あなたはこれらの番組の放映に対してどう思いますか。以下の意見のなかではどの意見にいちばん近いですか。」と尋ねた。その結果、「処罰はしないまでも行政官庁や警察などが、勧告ぐらいはすべきである」を選択したのは、1976年調査で53.6%、2005年調査で48.5%、2022年調査で47.7%であった。なお、この設問については、1976年調査と2005年調査では質問文は「わいせつな番組が増えているといわれています」であったが、2022年調査では「わいせつな番組もあるといわれています」に変更した。

道徳感情については2種類の尺度を用いて測定している。第一は「素朴な道徳感情スケール」と名付けられたもので、設問のQ22(1)、(3)、(4)、(5)、(8)、(9)の6問で構成されている。第二は、「法律—道徳感情スケール」と名付けられたもので、設問のQ22(2)、(6)、(7)の3問で構成されている。以下では各問の回答傾向を見て行こう。

素朴な道徳感情スケールを構成する質問をみると、Q22(1)「悪いことをしたらバチがあたると思いますか」という問いで「はい」と回答した割合は、1976年調査では57.6%、2005年調査では83.3%に増加し、さ

らに2022年調査でも83.3%であった。

Q22 (3)「良いおこないをしたときも、悪いおこないをしたときも、神や仏はこれを知っていると思いますか」という問いで、「そう思う」と「まあそう思う」の回答を併せた割合は、1976年調査では43.0%、2005年調査では63.3%、2022年調査では61.0%であった。

Q22 (4)「ひとのタタリはあると思いますか」という問いで、「ある」と回答した割合は、1976年調査では46.0%、2005年調査では55.3%、2022年調査では52.6%であった。

Q22 (5)「先祖に恥じないような生活をしなければいけないと思いますか」という問いで、「そう思う」と「まあそう思う」の回答を併せた割合は、1976年調査では59.2%、2005年調査では79.2%、2022年調査では73.7%であった。

Q22 (8)「悪い行いをすれば、たとえその人には何事もなかったとしても、その子や孫に必ず報いがあらわれるという言いつたえがあります。あなたはそう思いますか、そう思いませんか」という問いで、「そう思う」と回答した割合は、1976年調査では33.4%、2005年調査では43.8%、2022年調査では35.4%であった。

Q22 (9)「よく、『うそつきは泥棒のはじまり』ということをやいますが、あなたもそう思いますか、そうは思いませんか」という問いで、「そう思う」と回答した割合は、1976年調査では57.4%、2005年調査では52.4%、2022年調査では44.1%であった。

次に、法律―道徳感情尺度を測定するのに用いられた問いをみてみよう。Q22 (2)「法律に違反しなければ、多少悪いことをしてもかまわないと思いますか」という問いで、「そうは思わない」と「あまりそう思わない」の回答を併せた割合は、1976年調査では74.9%、2005年調査では80.7%、2022年調査では82.0%あり、若干の増加が見られた。

Q22 (6)「他人に迷惑をかけないようにするのは、法律でそれが禁止されているからではなく、人間としての良心によるのだと思いますか」という問いで、「そう思う」と「まあそう思う」の回答を併せた割合は、1976年調査では95.7%、2005年調査では98.9%、2022年調査では97.2%であった。

Q22 (7) 何かするときに、こういうことをしたら法律にふれるかどうか

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

かということと、人間としてやってよいことかどうかということと、世間一般の人はどちらをより多く考えて行動していると思いますか」という問いで、「人間としてやってよいことかどうかをまず考える」と回答した割合は、1976年調査では79.5%、2005年調査では90.1%、2022年調査では89.7%であった。

法に対する態度についての質問をみると、まずQ23「家族の中に罪を犯しているものがあり、まだ発覚していないとします。このようなときに、あなたはその家族に『自首』をすすめますか。すすめませんか」という設問では、「すすめる」を選択した割合は、1971年調査では84.5%、1976年調査では69.8%、2005年調査では62.9%、2022年調査では58.1%あり、長期的には減少している。ただし「すすめない」も増加しておらず、代わりに「場合による」が増加している。

Q24「身に覚えのないことで、警察に逮捕されそうになったとき、次のようなことに賛成ですか、反対ですか」という問いには3つの下位の設問がある。

まずQ24 (1)「逮捕令状があっても身に覚えがないことであるなら、従わなくてよい」という設問に対して「そう思う」を選択した割合は、1971年調査では55.7%、1976年調査では40.3%、2005年調査では48.6%、2022年調査では47.3%であった。

次にQ24 (2)「逮捕令状がないのに、逮捕しようとしたときには、暴力で抵抗してもさしつかえない」という設問に対して「そう思う」を選択した割合は、1971年調査では28.3%、1976年調査では21.4%、2005年調査では12.6%、2022年調査では7.4%と減少した。

Q24 (3)「逮捕令状がなければ逃げてしまえばいい」という設問に対して「そう思う」を選択した割合は、1971年調査では18.5%、1976年調査では12.0%、2005年調査では5.8%、2022年調査では5.8%と変化した。

Q25-1「妻子のいる男が妻子の側に何ら非難すべき点もないのに、妻子を残して“じょうはつ”してしまいました。この男は有罪だと思いますか、無罪だと思いますか」という設問に対して「有罪」を選択した割合は、1976年調査では48.8%、2005年調査では39.0%、2022年調査では25.7%と減少した。その一方で「無罪」を選択した割合は増加しておらず、代わりに「わからない」を選択した割合が1976年調査では22.2%、2005

年調査では40.7%、2022年調査では48.0%と増加した。

次に Q25-2「この男について3つの意見があります。あなたはどの意見に賛成ですか」という設問について「Bの意見に賛成(B「法律적으로는無罪だと思うが、妻や子が日常生活に困るかもしれないのに、じょうはつしてしまうとは道徳的に許せないことだ」)」を選択した割合は、1976年調査では76.3%、2005年調査では76.6%、2022年調査では72.9%とほとんど変化が見られなかった。

Q26-1「あなたはわが国の法律の中に20歳未満のものに対し、酒を飲んだりタバコをすうことを禁止する法律があるのを知っていますか」という設問について「知っている」を選択した割合は、1976年調査では97.9%、2005年調査では97.7%、2022年調査では97.8%と高水準を維持している。

さらに Q26-2「この法律は効果をあげていると思いますか」と尋ねたところ、「あげている」を選択した割合は、1976年調査では19.2%、2005年調査では18.3%、2022年調査では43.1%であった。

Q27「法律について次のような2つの意見があります。あなたはどちらの意見に賛成ですか」との設問で、「法律はおたがいに、ぐあいよく生活できるようにつくるべきである」を選択した割合は、1971年調査で54.5%、1976年調査では49.5%、2005年調査では32.0%、2022年調査では43.5%と変化した。

Q28「『自分の意見では正しくないと思う法律(いわゆる悪法)でも、国の法律である以上は守るべきである』という意見にあなたは賛成ですか」という設問で、「賛成である」を選択した割合は、1976年調査では28.9%、2005年調査では14.9%、2022年調査では16.4%であった。

前述した日常軽易なものに対する厳罰志向スケールを構成する質問の一つとして、Q29がある。2022年調査では、「鉄道に乗って『キセル(乗降駅付近だけの乗車券や定期券を持ち、途中区間をただ乗りすること)』といった不正乗車をする人がいますが、このような不正乗車はもったきびしくとりしまるべきだと思いますか。それほど気にする必要はないと思いますか。」と尋ねた。現在の日本では自動改札が導入されICカードが普及しているので「キセル」を行うことは困難であるため、この設問で使われている「キセル」という言葉は、余り用いられていない。その

懸念から説明文を加えた。この問いに対して、「もっときびしくとりしめるべきだ」を選択した割合は、1971年調査では50.3%、1976年調査では47.9%、2005年調査では66.4%、2022年調査では64.0%であった。

Q30「死刑はどんなときにも廃止すべきだと思いますか。場合によっては死刑もやむを得ないと思いますか」という設問で、「場合によっては死刑もやむを得ない」を選択した割合は、1971年調査では84.4%、1976年調査では82.1%、2005年調査では86.2%、2022年調査では82.5%であった。

Q31「ここに100人の人がいて、99人は本当に罪を犯しており、1人だけは無実で罪を犯していないとします。このようなとき次の2つの意見があります」という設問で、「無実の1人を助けよ」を選択した割合は、1971年調査では48.0%、1976年調査では37.8%、2005年調査では31.7%、2022年調査では28.7%であった。その一方で、「罪の種類による」を選択した割合が増加している。

Q32では「あなたは日本において、罪を犯した人に対して加えられる刑罰はきびしすぎると思いますか、それともゆるすぎると思いますか」と尋ねた。その結果、「きびしすぎる」を選択した割合は、1976年調査では1.3%、2005年調査では0.5%、2022年調査では0.9%と変化した。また「ゆるすぎる」を選択した割合は、1976年調査では18.7%、2005年調査では33.4%、2022年調査では18.9%であった。さらに「ちょうど適当」を選択した割合は、1976年調査では31.5%、2005年調査では7.8%、2022年調査では17.9%であった。2022年調査では「ややゆるすぎる」と「ゆるすぎる」を併せた割合は50.3%とほぼ半数を占めた。

Q33「あなたは今日の日本の裁判制度のなかで、犯罪者の人権は尊重されていると思いますか、それとも尊重されていないと思いますか」という設問で、「尊重されすぎている」を選択した割合は1976年調査では7.3%、2005年調査では29.1%、2022年調査では16.4%あった。

Q34「では逆に被害者の人権は、尊重されていると思いますか、それとも尊重されていないと思いますか」という設問で、「非常によく尊重されている」を選択した割合は1976年調査では1.4%、2005年調査では1.1%、2022年調査では2.2%あった。2022年調査では「尊重されているとはいえない」を選択した割合がもっとも多く45.2%であった。

Q35「罪を犯して刑務所に入って服役しているものに対する扱いについて、次のような2つの意見がありますが、あなたは一口で言ってどちらの意見に近いですか」という設問について、「罪は罪として、やはりきびしくこらしめることが必要であるから、あまり待遇をよくする必要はない」を選択した割合は、1971年調査では37.3%、1976年調査では30.2%、2005年調査では49.9%、2022年調査では41.8%と変化した。その一方で、「できるだけ人道的に、思いやりをもって扱うべきである」を選択した割合は2022年調査では34.2%であり、2005年調査より約5ポイント増えた。

Q36「一般的に刑罰を加えるということの意味について2つの対立した考え方があります。あなたはどちらの考えに賛成ですか」という設問で、「刑罰というのは、悪いことをした人が、これから社会に復帰できるよう、立ち直らせてやることである」を選択するものは、1971年調査では70.8%、1976年調査では74.0%、2005年調査では52.1%、2022年調査では57.6%と変化した。

Q37「あなたは、自分の権利が侵害されたと感じたとき、裁判所に訴えることを考えますか」という設問で、「よほどのことがないかぎり考えない」を選択した割合は、1971年調査では49.9%、1976年調査では60.6%、2005年調査では65.9%、2022年調査では61.3%であった。

Q38「訴訟について、いろいろな意見がありますが、あなたは次のような意見に賛成ですか、反対ですか。『訴訟は、お金もかかるし、暇もかかり、たとえ訴訟に勝っても損をすることの方が多い』』という設問で、「そう思う」を選択した割合は、1971年調査では58.8%、1976年調査では59.6%、2005年調査では57.8%、2022年調査では52.1%であった。

Q39「訴訟や調停などについて、あなたは次のどの意見に近いですか」という設問で、「『訴訟』をする方がよいと思えば、どんどん訴訟をすべきである」を選択した割合は、1971年調査では8.6%、1976年調査では8.1%、2005年調査では6.3%、2022年調査では10.2%であった。その一方で、「『訴訟』をするというのはあまり好ましくないが、『調停』や裁判所での『公的な話し合い』ぐらいならどんどんやってよい」を選択した割合は、1971年調査では39.7%、1976年調査では42.7%、2005年調査では40.6%、2022年調査では43.7%であった。

Q40「子は親を扶養する法律上の義務があると思いますか」という設問で、「義務がある」を選択した割合は、1971年調査では48.1%、1976年調査では55.8%、2005年調査では40.4%、2022年調査では29.6%であった。2022年調査では、2005年調査から約11ポイント下がった。

Q41「殺人に対して、法律上定められているもっとも重い刑罰はどんなことだと思いますか」という設問で「死刑」を選択する割合は、1971年調査では41.4%、1976年調査では76.3%、2005年調査では74.1%、2022年調査では72.5%であった。1971年調査での選択率が低い。

それに続く設問のQ42「窃盗をはたらいたものに対して、法律上定められているもっとも軽い刑罰はどんなことだと思いますか」では、2006年（平成18年）の刑法改正により窃盗罪の法定刑として罰金刑が新設されたため、2022年調査では選択肢に「50万円以下の罰金」を加えた。2022年調査で「50万円以下の罰金」を選択した割合は46.6%であった。それ以前の調査では「1年未満の懲役刑」が一番軽い刑罰の選択肢であったが、それを選択する割合は、1971年調査では51.6%、1976年調査では64.6%、2005年調査では48.0%であった。

Q43「日本国民の憲法上の三大義務というのは、どれだと思いますか」の上位3つの2022年調査の選択肢は、「納税」83.4%、「勤労の義務」62.4%、「子弟に教育を受けさせる義務」58.2%であった。1971年調査と1976年調査では、三大義務として選択した上位3つは、「納税」、「人権尊重擁護の義務」、「子弟に教育を受けさせる義務」であったが、2005年調査と2022年調査では「人権尊重擁護の義務」が4位に下がり、代わりに「勤労の義務」が3位となった。

Q44「ここにいくつかの犯罪があります。これらの犯罪の中で、もっとも悪質で重く罰すべきだとあなたが思うものはどれですか。あなたが『もっとも重く罰するべきだ』と思うもの、『2番目に重く罰するべきだ』と思うもの、『3番目に重く罰するべきだ』と思う犯罪を選んで、それぞれの番号を書いてください』という設問を見てみよう。

まずQ44(1)「もっとも重く罰するべきもの」では、「同意殺人」を選択する割合は、1976年調査では82.1%、2005年調査では65.6%、2022年調査では58.0%であり、いずれの調査でも「同意殺人」の選択率が最も高かった。

次に Q44 (2)「2 番目に重く罰するべきもの」では、「強制わいせつ」を選択する割合は、1976年調査では43.1%、2005年調査では36.3%、2022年調査では38.0%であり、いずれの調査でも「強制わいせつ」の選択率が高かった。

Q44 (3)「3 番目に重く罰するべきもの」では、「常習の窃盗」を選択する割合は、1976年調査では34.0%、2005年調査では36.5%、2022年調査では34.5%であり、いずれの調査でも「常習の窃盗」の選択率が高かった。

最後に、Q45「宗教についておききたいのですが、たとえば、あなたは、何か信仰とか信心とかを持っていますか」と尋ねた設問では、「もっている、信じている」を選択した割合は、1971年調査では21.9%、1976年調査では29.1%、2005年調査では33.0%、2022年調査では32.6%を選択した。

国民性調査第13次調査の報告書(中村、土屋、前田 2015: 71)でも、同じ文言を用いて、信仰や信心の有無について尋ねている。それによると2013年において28%が「信じている」を選択しており、全体の傾向としては、2022年調査の結果と大きなずれはないと言える。

2. デモグラフィック要因に関する結果

2022年調査のサンプルのデモグラフィック要因の数値を見てみよう(付録: 表3)。

(1) 性別

サンプリングを行った結果の対象(以下、「設計サンプル」と呼ぶ)1,200人の内訳は、男性は47.3% (568人)、女性は52.7% (632人)であった。そのうち、有効に回答したサンプル(以下、有効回収サンプルと呼ぶ)691人のうち、男性が47.9% (331人)、女性が52.1% (360人)であった。

(2) 年齢

2022年調査では、サンプルを18歳以上としたため、表3のような結果となった。40歳から49歳と60歳から69歳の有効回収サンプルの割合が、設計サンプルよりもそれぞれ若干大きい。

(3) 居住地

国勢調査では、政令指定都市と東京都区部（東京23区）を併せて大都市と呼ぶ。2022年調査では、調査時点で政令指定都市であった20市と東京都区部を併せて21大都市と呼んだ（なお、2005年調査時は14大都市であった）。

21大都市の居住者は有効回収サンプルでは27.1%、その他の市は59.8%、町村は13.2%であった。

(4) 年収

個人の年収は削除し、世帯の年収についてのみ尋ねた。所得が「なし」から500万円未満と回答したものの累計は、37.0%であった。また「わからない」と回答したものが23.0%であった。

(5) 学歴

学歴をみると、高等学校卒が40.0%、大学卒が25.1%、専修学校（専門学校）・各種学校卒が11.7%、短期大学卒が10.2%であった。

(6) 職業

職業別では、常時雇用の一般従業員が35.4%を占め、最も多かった。臨時雇用・パート・アルバイトは14.3%、専業主婦・主夫は14.3%であった。なお、無職は16.9%である。

Ⅳ まとめ

本稿では、単純集計のレベルではあるが、日本人の法意識の全体像を示した。各調査の調査時期は最大半世紀を隔てている。それ故、結果を解釈するについては、社会の変化に伴って生じる、質問票の文言という刺激の文化的等価性の問題を考慮に入れなければならないが、その上で、ここ50年におよぶ法意識の変化の概要を記述することができた。なお、1971年、1976年の調査は他機関の調査であり、我々が個票データにアクセスすることは不可能であったので、単純集計すなわち（各設問の回答選択肢の）頻度を比較にとどまらざるを得なかった。

社会調査は継続して調査を続けることにより、はじめてその特徴を理解することができる（設問の回答率の変化は、一時的なものである可能性も存在する）。したがって、同一の社会調査を今後も継続し、個票データのレベルでデータを共有すること、そしてその個票データを基礎に、複数の設問について回答相互間の分析（多次元解析）手法を用いてより深い分析を行うことが重要である。さらに付け加えれば、2005年からのデータは個票データとしてアクセス可能であるので、時系列の分析についても、多次元解析の手法によりより深い分析を行うことが可能となる。

繰り返しになるが、このような時系列の社会調査は、今後も定期的に継続して実行し、個票データのレベルでデータを共有することが可能になることが重要なのである。

注

⁽¹⁾ 本研究は JSPS 科研費 JP19H01409の助成を受けたものである。

⁽²⁾ 本論文の題名は、1971年調査の結果を示した日本文化会議（1973）に基づき「法意識」としているが、調査手法、計測方法は心理学の態度論に基づくものである。法態度の概念については木下（2021）を参照。

⁽³⁾ 2005年調査は、文部科省科学研究費特定領域研究（B）「法化社会における紛争処理と民事司法」（領域代表 村山真維 千葉大学教授（当時）、現千葉大学・明治大学名誉教授）の一環として、A01班「現代日本人の法意識」（班長 松村良之 北海道大学教授（当時）、現名誉教授）は A02班「紛争行動の研究：法的主題化過程」（班長 村山真維）と共同で大規模な法意識調査を行った。本稿で比較する2005年調査は、その一部として行なわれたものである。

⁽⁴⁾ 詳細は、<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/users/kubun.html>（最終アクセス2022年8月8日）を参照。どの地域が該当するかは、次の国勢調査のHPで公開されている。https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&bunya_l=02&tstat=000001080615&cycle=0&tclass=000001110196&tcval=0

⁽⁵⁾ 公開されている最新の調査は国民性調査 第14次調査（統計数理研究所国民性調査委員会 2021）であるが、概要しか公表されていないので本稿では取り上げない。

⁽⁶⁾ 国民性調査ではサンプルを二分し、K型とM型の2つの調査票が用いられている（中村、土屋、前田 2015：2）。

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

《引用文献》

- 木下麻奈子 (2021)「法を掴まえる—法意識研究から法態度研究へ—」法と社会研究 6 : 33-57
- (2023)「法態度はどのように変わったか—契約に関する融通性, 素朴道徳感情, 厳罰志向への態度を中心に」法と社会研究 8 : 117-131
- 松村良之 (1983)「書評 日本文化会議 (編) 現代日本人の法意識 第一法規 1982」法律時報 55 (5) : 116-118
- 松村良之、木下麻奈子、藤本亮、山田裕子、藤田政博、小林知博 (2006a)「現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン」北大法学論集 57 (3) : 1477-1532
- (2006b)「『日本人の法意識』はどのように変わったか: 1971年、1976年、2005年調査の比較」北大法学論集 57 (4) : 2006-1967
- 中村隆・土屋隆裕・前田忠彦 (2015)『国民性の研究 第13次全国調査—2013年全国調査—』統計数理研究所 調査研究リポート No.116.
<https://www.ism.ac.jp/editsec/kenripo/pdf/kenripo116.pdf> (最終アクセス 2023年11月8日)
- 日本文化会議 (編) (1973)『日本人の法意識 調査分析』至誠堂
- (1982)『現代日本人の法意識』第一法規.
- 統計数理研究所国民性調査委員会 (2021)『日本人の国民性 第14次全国調査結果の概要』https://www.ism.ac.jp/survey/index_ks14.html (最終アクセス 2023年11月8日)

表 1 2005年調査・2022年調査項目対照表

2005年調査	2022年調査	変更点
タイトル	タイトル	「暮らしと法律についての全国調査」を「暮らしと法律についての調査」に変更した。
Q2.	Q2.	質問文の「2つ」を強調するために下線を引いた。
Q14-2	Q14-2	質問文の「すべて」を強調するために下線を引いた。
Q15-1	Q15-1	質問文の「汽車にのったら」を「鉄道にのったら」に変更。
Q15-1	Q15-1	質問文の「汽車はがらがらで」を「車内はがらがらで」に変更。
Q17.	Q17.	質問文の「三億円事件やグリコ森永事件などのいくつかの大事件は」を「三億円事件やグリコ森永事件などの被害額が巨額で世間を騒がせたいくつかの大事件は」に変更。
Q21.	Q21.	質問文の「わいせつな番組が増えているといわれています」を「わいせつな番組もあるといわれています」に変更。
Q22(6)	Q22(6)	質問文の「人間としても」を「人間としての」に変更。
Q29.	Q29.	質問文の「をする人がよくいますが、このような「キセル」は」を、「といった不正乗車をする人がいますが、このような不正乗車は」に変更。
Q42.	Q42.	平成18年の刑法改正により窃盗罪の法定刑に罰金刑が新設されたことから、選択肢に「50万円以下の罰金」を付け加えた。
Q43.	Q43.	質問文の「何と何だと思えますか」を「どれだと思えますか」に変更。
Q44.	Q44(1)	(1)と番号をつける。「もつとも重く罰するべきもの」を「最も重く罰するべきもの」に変更。「もつとも」を強調するために下線を引いた。
Q44.	Q44(2)	(2)と番号をつける。「2番目に重く罰するべきもの」を「2番目に重く罰するべきもの」はどれですか」に変更。「2番」を強調するために下線を引いた。
Q44.	Q44(3)	(3)と番号をつける。「3番目に重く罰するべきもの」を「3番目に重く罰するべきもの」はどれですか」に変更。「3番」を強調するために下線を引いた。
Q44.	Q44.	「下の点線内から選んでください」という文言を追加。
フェースシートに入る前		「性別について」を「性別などについて」に修正。
F1.	F1.	質問文の「あなたの性別は」を「あなたの性別を教えてください」に変更。
F2.	F2.	質問文の「昭和何年何月のお生まれですか」を「あなたの生年月日をおしえてください」に変更
F3.	なし	削除
F4.	F3.	問番号を変更
なし	F4.	卒業した学校についての設問を新規追加
なし	F5.	現在の仕事についての設問を新規追加

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

表2 「現代日本人の法意識」度数分布表：1971年調査、1976年調査、2005年、2022年調査（全地域と首都圏30キロ圏内）の比較^{注1}

注1：表の左側にある2022年調査の列が2022年調査の全地域の結果を示す。

Q1. ある会社に次のような2人の上司がいます。もしあなたが使われるとしたら、どちらの上司に使われる方がよいと思いますか。どちらか1つあげてください。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 規則をまげてまで無理な仕事をさせることはありませんが、仕事以外のことで人のめんどうを見ません	281	41.0	252	22.5	13.5	—	43	45.3
2 時には規則をまげて無理な仕事をさせることもありますが、仕事のこと以外でも人のめんどうをよく見ます	297	43.3	682	60.9	77.6	—	37	38.9
3 わからない	108	15.7	185	16.5	8.9	—	15	15.8
合計	686	100.0	1,119	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	5		19				0	

Q2. 次のうち大切なことを2つあげてくれといわれたらどれにしますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 親孝行をすること	363	52.5	698	61.3	52.9	—	41	43.2
2 恩返しをすること	334	48.3	494	43.4	34.3	—	49	51.6
3 個人の権利を尊重すること	351	50.8	505	44.4	59.8	—	50	52.6
4 自由を尊重すること	282	40.8	418	36.7	45.2	—	46	48.4
5 わからない	10	1.4	28	2.5	2.6	—	0	0.0
合計	1,340		2,143		194.8	—	186	
無回答	3		17				0	

Q3-1. あなたが、ある会社の社長だったとします。その会社で、新しく職員を1人採用するために試験をしました。入社試験をまかせておいた課長が、「社長のご親戚の方は2番でした。しかし、私としましては、1番の人でもご親戚の方でも、どちらでもよいと思いますが、どうしましょうか」と社長あなたに報告しました。あなたはどちらを採用しろといえますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 一番の人を採用するようにいう	476	69.1	711	62.6	62.6	—	69	72.6
2 親戚を採用するようにいう	92	13.4	205	18.1	25.2	—	15	15.8
3 わからない	121	17.6	219	19.3	12.2	—	11	11.6
合計	689	100.0	1,135	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	2		3				0	

Q3-2. それではこの場合、2番になったのがあなたの親戚の子供でなくて、あなたの恩人の子供だったとしたら、あなたはどうしますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 一番の人を採用するようにいう	335	48.9	406	36.2	42.2	—	49	51.6
2 恩人の子供を採用するようにいう	175	25.5	439	39.2	41.9	—	24	25.3
3 その他	59	8.6	49	4.4	3.1	—	8	8.4
4 わからない	116	16.9	227	20.2	12.8	—	14	14.7
合計	685	100.0	1,121	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	6		17				0	

Q4. 次のような意見があります。あなたはどちらに賛成ですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 個人の権利を認めるためには、公共の利益が多少犠牲になることがあってもしかたがない	221	32.2	353	31.3	26.1	42.0	31	32.6
2 公共の利益のためには、個人の権利が多少犠牲になることがあってもしかたがない	275	40.1	455	40.4	57.9	48.4	39	41.1
3 わからない	190	27.7	318	28.2	16.0	9.6	25	26.3
合計	686	100.0	1,126	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	5		12				0	

Q5. 国有林のなかにつつじや、ふじ、など庭に植えるのにちょうどよいような雑木が生えているとします。しかしそのへんには「国有林につき立ち入りを禁ず」という立札が立っています。ここでAさんとBさんとは意見がわかれまして。あなたはどちらの意見に近いですか。^{注2}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 Aの意見に近い(A「どうせはっておいたら、雑木として刈りとられてしまうのだから2～3本とともかまわない」)	49	7.1	141	12.4	12.3	41.6	4	4.2
2 Bの意見に近い(B「雑木として刈りとられてしまうとしても、とにかく『立入禁止』と書いてある以上、そこへ入ってとってはいけない」)	619	90.0	952	83.7	85.0	55.2	87	91.6
3 わからない	20	2.9	45	4.0	2.7	3.2	4	4.2
合計	688	100.0	1,138	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	3		0				0	

注2：Q5では、1971年版の質問文で「ワラビやゼンマイ」とあったのを、1976年以降の調査では「つつじや、ふじ、など庭に植えるのにちょうどよいような雑木」に変更した。

Q6. 近所に空地があります。これはAさんの私有地なのですが、たまたま、いま空地になっています。そこへ近所の子供たちがきて、野球をやったり、ボール遊びをしたりします。そこで、Aさんはいつも「ここは私の土地だからここで遊ばないように」と注意をするのですが、子供たちはなかなか言うことをききません。ところで、この近所に住んでいるXさんとYさんは、この件について話しあって意見が対立しました。あなたはどちらの意見に近いでしょうか。^{注3}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 Xの意見に近い(X「どうせ空いているのだから、子供たちが遊んだってかまわないではないか」)	114	16.5	313	27.5	39.6	54.1	20	21.1
2 Yの意見に近い(Y「いくら空いていても、この空地は私有地なのだから、所有者の許可なしに使用するのはよくない」)	551	80.0	766	67.4	56.1	42.5	73	76.8
3 わからない	24	3.5	58	5.1	4.3	3.4	2	2.1
合計	689	100.0	1,137	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	2		1				0	

注3：1971年調査では選択肢1に「インゴウオヤジ」でこまったものだ」が、選択肢2に「近頃の子供たちは言うことをきかなくなってこまったものだ」とあったが、1976年調査以降はそれらの文言を上記のように修正した。

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q7. ある医師が、不治の病で激痛に苦しむ患者に同情して、投薬を止めてその患者を死に至らせたとします。あなたはこの医師を有罪にすべきだと思いますか。無罪にすべきだと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 有罪にすべきだ	150	21.9	246	21.7	29.2	—	18	19.1
2 無罪にすべきだ	239	34.8	426	37.5	38.9	—	35	37.2
3 わからない	297	43.3	464	40.8	31.9	—	41	43.6
合計	686	100.0	1,136	100.0	100.0	—	94	100.0
無回答	5		2				1	

Q8. 罪を犯しても一定期間たつと、もはや検察官が起訴をすることができず、したがって罰せられることもなくなるという時効の制度について、あなたはどう思いますか。このような制度はあった方がよいと思いますか。ない方がよいと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 時効などない方がよい	458	66.7	670	59.1	39.7	—	65	69.1
2 時効はあってもよい	145	21.1	273	24.1	47.7	—	23	24.5
3 わからない	84	12.2	191	16.8	12.6	—	6	6.4
合計	687	100.0	1,134	100.0	100.0	—	94	100.0
無回答	4		4				1	

Q9. あなたが、Aさんの家の飼犬におそわれて、他に方法がないので、難をのがれるためことわりなしにBさんの家のドアをこわして侵入したことについて、罰せられると思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 罰せられると思う	328	47.8	492	43.3	32.5	—	48	51.6
2 罰せられないと思う	223	32.5	428	37.7	57.0	—	26	28.0
3 わからない	135	19.7	215	18.9	10.5	—	19	20.4
合計	686	100.0	1,135	100.0	100.0	—	93	100.0
無回答	5		3				2	

Q10. 公務員には2つのタイプの人がいます。あなたはどちらの人のほうが好きですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 Aの方が好き(A「いつどんなときでも、法をまげることなく、文字どおりにそれを適用しようとする人」)	79	11.5	175	15.4	19.6	29.1	13	13.8
2 Bの方が好き(B「法のねらいをくんで、臨機応変に法を適用しようとする人」)	548	79.8	842	74.0	73.4	66.4	76	80.9
3 わからない	60	8.7	121	10.6	7.0	4.6	5	5.3
合計	687	100.0	1,138	100.0	100.0	100.0	94	100.0
無回答	4		0				1	

Q11. 法律について次の2つの意見があります。あなたはどちらの意見に近いですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 Aの意見に近い(A「法律というのは、守るためにあるのだから違反した場合は、必ず制裁をするということでは意味がない」)	178	25.9	282	24.8	26.3	33.5	27	28.7
2 Bの意見に近い(B「法律というのは、状況によって制裁を加えるかどうかを判断すべきもので、文字どおりに適用するのはよくない」)	430	62.5	723	63.6	65.7	62.3	58	61.7
3 わからない	80	11.6	132	11.6	8.0	4.2	9	9.6
合計	688	100.0	1,137	100.0	100.0	100.0	94	100.0
無回答	3		1				1	

Q12. いちど交わした契約が、何年かたって実情にそぐわなくなったとき、あなたはどうしますか。次の2つのどちらの意見に近いですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 いくら実情にそぐわなくなっても、契約は契約だから、一度決めたことは守る	115	16.7	261	23.0	31.7	31.6	8	8.5
2 実情にそぐわなくなったときには話し合ってその契約は守らなくてもすむようにしてもらう	500	72.8	730	64.3	61.7	64.3	79	84.0
3 わからない	72	10.5	145	12.8	6.6	4.1	7	7.4
合計	687	100.0	1,136	100.0	100.0	100.0	94	100.0
無回答	4		2				1	

Q13. また契約書について次のような意見があります。あなたはどちらの意見に近いですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 契約書をとりかわすときでも、契約などというものは形式的なものだから、できるだけ簡単に、契約書の表現もできるだけゆづりあうようなものにしておく方がよい	29	4.2	53	4.7	6.3	8.5	6	6.4
2 契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないように、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておく方がよい	612	89.3	989	87.6	89.1	89.5	85	90.4
3 わからない	44	6.4	87	7.7	4.7	2.0	3	3.2
合計	685	100.0	1,129	100.0	100.0	100.0	94	100.0
無回答	6		9				1	

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q14-1. 車のあまり通らない、しかも見通しのたいへんよい交差点に歩いて通りかかったとき、信号が赤になったとします。このようなとき、まわりを見まわしても、車がくる気配がほとんどないことが明らかだったとしたらあなたは信号が赤でも渡りますか。それとも車が来ないことはわかっていても、信号が赤だったら青になるまで待ちますか。^{注4}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 信号が赤でも渡るだろうと思う	201	29.3	408	35.9	16.6	—	34	35.8
2 信号が赤なら渡らないで、青になるまで待つと思う	414	60.3	614	54.0	57.8	—	48	50.5
3 状況による	—	—	—	—	24.8	—	—	—
4 (3) わからない	71	10.3	115	10.1	0.9	—	13	13.7
合計	686	100	1,137	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	5		1				0	

注4：1976年調査では、選択肢「3 状況による」があったが、2005年調査以降は削除した。

Q14-2. Q14-1で「わからない」と回答された方にお尋ねします。では、どういう状況のときには渡りますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。^{注5}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 みんなが渡っているようなときには、自分1人だけ残ってしまうようなので、そういうときは渡る	21	29.6	32	27.8	6.0	—	4	30.8
2 自分が非常に急いでいるようなときには渡る	37	52.1	68	59.1	11.9	—	8	61.5
3 場所によって、赤のときには絶対渡らない信号と、赤でも渡ることがよくある信号とがある	34	47.9	39	33.9	8.0	—	8	61.5
4 時間帯による（真夜中や早朝などには渡る）	31	43.7	38	33.0	10.0	—	4	30.8
合計	123		177		35.9	—	24	184.6
無回答	1		3				0	

注5：Q14-2の設問は、複数選択を認めているので、合計は100%にならない。また質問文の「すべて」を強調するために下線を引いた。なお、1976年調査では、前問 Q14-1に「状況による」という選択肢があったため、2005年調査以降の結果と異なる分布となっているのではないかと推測される。

Q15-1. 鉄道にのったら、「車内禁煙」という表示がしてあります。しかし、車内はがらがらで、タバコをすってもあまり他人に迷惑がかかりそうにないようなとき、あなたは「禁煙」と書いてある以上、それは規則なのだから守らなければいけないと思いますか。それとも規則はそうでも現実には他人に迷惑をかけることがないのなら、吸ってもよいと思いますか。^{注6}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 吸ってはいけない	671	98.0	1,071	94.4	89.0	—	92	96.8
2 吸ってもかまわない	3	0.4	26	2.3	6.9	—	1	1.1
3 場合による	1	0.1	13	1.1	2.1	—	0	0.0
4 わからない	10	1.5	24	2.1	2.1	—	2	2.1
合計	685	100.0	1,134	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	6		4				0	

注6：2005年調査で質問文が「汽車にのったら」であったのを、2022年調査では「鉄道にのったら」に変更し、2005年調査で「汽車はがらがらで」であったのを、2022年調査では「車内はがらがらで」に変更した。

Q16. 映画館によっては「場内飲食禁止」という表示がでていても、大勢の人が客席にすわったままジュースを飲んだりスナックを食べたりしています。このようなとき、どうせ自分一人が飲食しなくてもしょうがないので、自分もジュースを飲んだりスナックを食べたりするだろうと思いますか。それとも、自分だけでも休憩室まで行ってそこでジュースを飲んだりスナックを食べたりすると思いますか。^{注7}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 自分も座席で飲み食いするだろう	114	16.7	279	24.7	15.8	—	17	17.9
2 自分だけでも休憩室へ行ってそこで飲み食いするだろう	462	67.7	704	62.3	75.1	—	63	66.3
3 場合による	53	7.8	52	4.6	2.2	—	8	8.4
4 わからない	53	7.8	95	8.4	6.9	—	7	7.4
合計	682	100.0	1,130	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	9		8				0	

注7：1976年調査では、汽車であったのを2005年調査では「映画館」の設定に変更した。

Q17. 三億円事件やグリコ森永事件などの被害額が巨額で世間を騒がせたいくつかの重大事件は、時効になりました。あなたは、このような場合の時効についてどう思いますか。^{注8}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 時効などない方がよい	502	73.2	809	71.3	51.5	—	67	70.5
2 時効はあってもよい	108	15.7	187	16.5	38.1	—	18	18.9
3 わからない	76	11.1	138	12.2	10.4	—	10	10.5
合計	686	100.0	1,134	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	5		4				0	

注8：1976年調査で「3億円事件が」と尋ねていたのを、2005年調査で「三億円事件やグリコ森永事件などのいくつかの重大事件は」に変更し、さらに2022年調査で「三億円事件やグリコ森永事件などの被害額が巨額で世間を騒がせたいくつかの重大事件は」に変更した。

Q18. では小さい時世話になった善良な老人夫婦に借金を申し込んで断られたのをうらんで、この老人夫婦を殺してお金を奪った男が時効になったとします。あなたは、このような場合の時効についてどう思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 時効などない方がよい	565	82.2	913	80.6	68.8	—	74	77.9
2 時効はあってもよい	73	10.6	110	9.7	21.8	—	14	14.7
3 わからない	49	7.1	110	9.7	9.4	—	7	7.4
合計	687	100.0	1,133	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	4		5				0	

Q19. 親を殺した場合、ほかの殺人よりも重い罪とすべきだと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 重い罪とすべきだ	142	20.7	453	39.9	52.7	—	19	20.0
2 親を殺したという理由で特別の扱いをする必要はない	442	64.3	483	42.6	34.0	—	64	67.4
3 わからない	103	15.0	198	17.5	13.3	—	12	12.6
合計	687	100.0	1,134	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	4		4				0	

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q20. 子供の頃天才少年とさわがれた人が、平凡な大人になり、たいへん貧乏暮らしをしていました。それを雑誌記者が記事にしたとします。このような記者の行為は「個人の基本的人権をおかす、プライバシーの侵害である」と思いますか。それともどんなことでも読者は知りたいのだから、このような記事を発表することは「読者の知る権利を守ることになりけっこうなことである」と思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 プライバシーの侵害である	495	72.2	777	68.5	60.2	—	—	—	68	71.6
2 知る権利を守ることになるのでけっこうなことだ	9	1.3	19	1.7	5.4	—	—	—	1	1.1
3 プライバシーや知る権利とあまり関係がない	111	16.2	201	17.7	24.6	—	—	—	15	15.8
4 わからない	71	10.3	137	12.1	9.8	—	—	—	11	11.6
合計	686	100.0	1,134	100.0	100.0	—	—	—	95	100.0
無回答	5		4						0	

Q21. さいぎんのテレビ番組のなかには、刑法にふれるようなわいせつな番組もあるといわれています。このような状況のなかで、あなたはこれらの番組の放映に対してどう思いますか。以下の意見のなかではどの意見にいちばん近いですか。^{注9}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 刑法にふれるようなわいせつな番組を放送した者はどんどん処罰すべきである	172	25.1	350	30.8	15.0	—	—	—	26	27.7
2 処罰はしないまでも行政官庁や警察などが、勧告ぐらいはすべきである	326	47.7	550	48.5	53.6	—	—	—	48	51.1
3 こういう番組を規制することは、表現の自由をおかすことになるので、規制すべきではない	71	10.4	70	6.2	21.1	—	—	—	8	8.5
4 わからない	115	16.8	165	14.5	10.3	—	—	—	12	12.8
合計	684	100.0	1,135	100.0	100.0	—	—	—	94	100.0
無回答	7		3						1	

注9：質問文の「わいせつな番組が増えているといわれています」を「わいせつな番組もあるといわれています」に変更。

Q22. (1) 悪いことをしたらバチがあたると思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 はい	565	83.3	944	83.3	57.6	—	—	—	80	86.0
2 いいえ	113	16.7	189	16.7	40.5	—	—	—	13	14.0
合計	678	100.0	1,133	100.0	100.0	—	—	—	93	100.0
無回答	13		5						2	

Q22. (2) 法律に違反しなければ、多少悪いことをしてもかまわないと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 そう思う	28	4.1	48	4.2	7.3	—	—	—	3	3.2
2 まあそう思う	96	13.9	171	15.1	16.3	—	—	—	18	18.9
3 あまりそう思わない	290	42.0	399	35.3	22.2	—	—	—	42	44.2
4 そうは思わない	276	40.0	513	45.4	52.7	—	—	—	32	33.7
合計	690	100.0	1,131	100.0	100.0	—	—	—	95	100.0
無回答	1		7						0	

Q22. (3) 良いおこないをしたときも、悪いおこないをしたときも、神や仏はこれを知っていると思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 そう思う	183	26.5	376	33.2	26.2	—	—	—	16	16.8
2 まあそう思う	238	34.5	341	30.1	16.8	—	—	—	38	40.0
3 あまりそう思わない	145	21.0	234	20.7	19.7	—	—	—	24	25.3
4 そうは思わない	124	18.0	181	16.0	35.7	—	—	—	17	17.9
合計	690	100.0	1,132	100.0	100.0	—	—	—	95	100.0
無回答	1		6						0	

Q22. (4) ひとのタタリはあると思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 ある	356	52.6	619	55.3	46.0	—	—	—	50	53.2
2 ない	321	47.4	500	44.7	51.3	—	—	—	44	46.8
合計	677	100.0	1,119	100.0	100.0	—	—	—	94	100.0
無回答	14		19						1	

Q22. (5) 先祖に恥じないような生活をしなければいけないと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 そう思う	228	33.1	469	41.3	36.8	—	—	—	23	24.2
2 まあそう思う	280	40.6	430	37.9	22.4	—	—	—	44	46.3
3 あまりそう思わない	126	18.3	160	14.1	17.2	—	—	—	19	20.0
4 そうは思わない	55	8.0	77	6.8	22.4	—	—	—	9	9.5
合計	689	100.0	1,136	100.0	100.0	—	—	—	95	100.0
無回答	2		2						0	

Q22. (6) 他人に迷惑をかけないようにするのは、法律でそれが禁止されているからではなく、人間としての良心によるのだと思いますか。^{注10}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 そう思う	499	72.3	948	83.5	83.1	—	—	—	61	64.2
2 まあそう思う	172	24.9	175	15.4	12.6	—	—	—	33	34.7
3 あまりそう思わない	13	1.9	6	0.5	2.2	—	—	—	0	0.0
4 そうは思わない	6	0.9	7	0.6	1.4	—	—	—	1	1.1
合計	690	100.0	1,136	100.0	100.0	—	—	—	95	100.0
無回答	1		2						0	

注10 質問文の「人間としても」を「人間としての」に変更。

Q22. (7) 何かするときに、こういうことをしたら法律にふれるかどうかということと、人間としてやってよいことかどうかということと、世間一般の人はどちらをより多く考えて行動していると思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査		1971年調査		首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
1 法律にふれるかどうかをまず考える	71	10.3	112	9.9	18.4	—	—	—	16	16.8
2 人間としてやってよいことかどうかをまず考える	618	89.7	1,020	90.1	79.5	—	—	—	79	83.2
合計	689	100.0	1,132	100.0	100.0	—	—	—	95	100.0
無回答	2		6						0	

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q22. (8) 悪い行いをすれば、たとえその人には何事もなかったとしても、その子や孫に必ず報いがあるという言いつたえがあります。あなたはそう思いますか、そう思いませんか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 そう思う	244	35.4	496	43.8	33.4	—	25	26.3
2 そうは思わない	269	39.0	382	33.7	40.6	—	44	46.3
3 わからない	177	25.7	254	22.4	26.0	—	26	27.4
合計	690	100.0	1,132	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	1		6				0	

Q22. (9) よく、「うそつきは泥棒のはじまり」ということを言いますが、あなたもそう思いますか、そうは思いませんか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 そう思う	304	44.1	595	52.4	57.4	—	36	37.9
2 そうは思わない	253	36.7	376	33.1	33.0	—	38	40.0
3 わからない	133	19.3	165	14.5	9.6	—	21	22.1
合計	690	100.0	1,136	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	1		2				0	

Q23. 家族の中に罪を犯しているものがあり、まだ発覚していないとします。このようなときに、あなたはその家族に「自首」をすすめますか。すすめませんか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 すすめる	401	58.1	714	62.9	69.8	84.5	46	48.4
2 すすめない	12	1.7	11	1.0	3.9	3.7	1	1.1
3 場合による	216	31.3	310	27.3	23.4	10.6	39	41.1
4 わからない	61	8.8	100	8.8	2.9	1.1	9	9.5
合計	690	100.0	1,135	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	1		3				0	

Q24. 身に覚えのないことで、警察に逮捕されそうになったとき、次のようなことに賛成ですか、反対ですか。

Q24. (1) 逮捕令状があっても身に覚えがないことであるなら、従わなくてよい。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 そう思う	325	47.3	550	48.6	40.3	55.7	47	49.5
2 そう思わない	185	26.9	315	27.8	51.8	42.2	26	27.4
3 わからない	177	25.8	267	23.6	7.9	2.2	22	23.2
合計	687	100.0	1,132	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	4		6				0	

Q24. (2) 逮捕令状がないのに、逮捕しようとしたときには、暴力で抵抗してもさしつかえない。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 そう思う	51	7.4	143	12.6	21.4	28.3	9	9.5
2 そう思わない	518	75.3	744	65.6	69.2	66.5	65	68.4
3 わからない	119	17.3	248	21.9	9.4	5.2	21	22.1
合計	688	100.0	1,135	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	3		3				0	

Q24. (3) 逮捕令状がなければ逃げてしまえばいい。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 そう思う	40	5.8	66	5.8	12.0	18.5	9	9.5
2 そう思わない	529	76.8	849	74.8	76.6	77.1	70	73.7
3 わからない	120	17.4	220	19.4	11.4	4.4	16	16.8
合計	689	100.0	1,135	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	2		3				0	

Q25-1. 妻子のいる男が妻子の側に何ら非難すべき点もないのに、妻子を残して“じょうはつ”してしまいました。この男は有罪だと思いますか、無罪だと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 有罪	177	25.7	441	39.0	48.8	—	29	30.5
2 無罪	181	26.3	230	20.3	29.0	—	23	24.2
3 わからない	331	48.0	461	40.7	22.2	—	43	45.3
合計	689	100.0	1,132	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	2		6				0	

Q25-2. この男について3つの意見があります。あなたはどの意見に賛成ですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 Aの意見に賛成(A「そういう無責任な男は法律的にもきびしく処罰すべきである」)	56	8.1	107	9.4	12.7	—	9	9.5
2 Bの意見に賛成(B「法律的には無罪だと思うが、妻や子が日常生活に困るかもしれないのに、じょうはつしてしまうとは道徳的に許せないことだ」)	503	72.9	868	76.6	76.3	—	66	69.5
3 Cの意見に賛成(C「人間は自由に生きる権利があるのだから、妻子がいても一人で生活してみたくなったという男をせめるというのはおかしい」)	32	4.6	34	3.0	5.0	—	6	6.3
4 わからない	99	14.3	124	10.9	6.1	—	14	14.7
合計	690	100.0	1,133	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	1		5				0	

Q26-1. あなたはわが国の法律の中に20歳未満のものに対し、酒を飲んだりタバコをすうことを禁止する法律があるのを知っていますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 知っている	675	97.8	1,109	97.7	97.9	—	90	94.7
2 知らなかった	10	1.4	11	1.0	1.4	—	5	5.3
3 わからない	5	0.7	15	1.3	0.6	—	0	0.0
合計	690	100.0	1,135	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	1		3				0	

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q26-2. この法律は効果をあげていると思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 あげている	295	43.1	208	18.3	19.2	—	43	45.3
2 あげていない	230	33.6	799	70.5	74.5	—	38	40.0
3 わからない	160	23.4	127	11.2	6.4	—	14	14.7
合計	685	100.0	1,134	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	6		4				0	

Q27. 法律について次のような2つの意見があります。あなたはどちらの意見に賛成ですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 法律はおたがいに、ぐあいよく生活できるようにつくるべきである	299	43.5	361	32.0	49.5	54.5	46	48.9
2 法律は世の中に正義がおこなわれるようにつくるべきである	262	38.1	587	52.1	39.8	42.0	34	36.2
3 わからない	126	18.3	179	15.9	10.7	3.5	14	14.9
合計	687	100.0	1,127	100.0	100.0	100.0	94	100.0
無回答	4		11				1	

Q28. 「自分の意見では正しくないと思う法律（いわゆる悪法）でも、国の法律である以上は守るべきである」という意見にあなたは賛成ですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 賛成である	113	16.4	168	14.9	28.9	—	21	22.1
2 必ずしも全面的には賛成できない	497	72.1	835	73.8	59.0	—	67	70.5
3 全く反対である	16	2.3	46	4.1	7.0	—	1	1.1
4 わからない	63	9.1	82	7.3	5.1	—	6	6.3
合計	689	100.0	1,131	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	2		7				0	

Q29. 鉄道に乗って「キセル（乗降駅付近だけの乗車券や定期券を持ち、途中区間をただ乗りすること）」といった不正乗車をする人がいますが、このような不正乗車はもっときびしくとりしまるべきだと思いますか。それほど気にする必要はないと思いますか。^{注11}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 もっときびしくとりしまるべきだ	441	64.0	751	66.4	47.9	50.3	50	52.6
2それほど気にする必要はない	113	16.4	196	17.3	34.3	41.3	21	22.1
3 金額による	—	—	—	—	11.8	4.7	—	—
4 (3) わからない	135	19.6	184	16.3	6.0	3.6	24	25.3
合計	689	100	1,131	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	2		7				0	

注11：2005年調査の質問文は「『キセル』をする人がよくいますが、このような『キセル』は」であったのを、2022年調査では、「『キセル（乗降駅付近だけの乗車券や定期券を持ち、途中区間をただ乗りすること）」といった不正乗車をする人がいますが、このような不正乗車は」に変更した。また1971年調査および1976年調査では、選択肢「3 金額による」があったが、2005年調査以降は削除した。

Q30. 死刑はどんなときにも廃止すべきだと思いますか。場合によっては死刑もやむを得ないと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 どんなときにも廃止すべきだ	33	4.8	59	5.2	12.2	14.8	7	7.4
2 場合によっては死刑もやむを得ない	567	82.5	973	86.2	82.1	84.4	79	83.2
3 わからない	87	12.7	97	8.6	5.6	0.8	9	9.5
合計	687	100.0	1,129	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	4		9				0	

Q31. ここに100人の人がいて、99人は本当に罪を犯しており、1人だけは無実で罪を犯していないとします。このようなとき次の2つの意見があります。

A「この1人の無実のものが誤って罰せられるには、他の99人が罰をのがれることより大変なことであるから、1人でも無実のものが有罪にされるようなことになるよりは、99人の有罪者が無罪になってもらってよい」という意見。

B「1人の無実の人には気の毒であるが、だからといって99人の本当に罪を犯しているものをすべて無実にしてしまうのでは、社会の秩序は保てない。100人とも処罰することになってもらってよい」という意見。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 無実の1人を助けよ	197	28.7	358	31.7	37.8	48.0	27	28.4
2 1人くらいやむを得ない	19	2.8	40	3.5	19.3	30.4	7	7.4
3 罪の種類による	291	42.4	421	37.3	19.7	13.6	41	43.2
4 わからない	180	26.2	311	27.5	23.3	8.1	20	21.1
合計	687	100.0	1,130	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	4		8				0	

Q32. あなたは日本において、罪を犯した人に対して加えられる刑罰はきびしすぎると思いますか、それともゆるすぎると思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 きびしすぎる	6	0.9	6	0.5	1.3	—	1	1.1
2 ややきびしすぎる	12	1.7	19	1.7	4.5	—	1	1.1
3 ちょうど適当	123	17.9	88	7.8	31.5	—	17	17.9
4 ややゆるすぎる	216	31.4	401	35.4	18.9	—	29	30.5
5 ゆるすぎる	130	18.9	378	33.4	18.7	—	19	20.0
6 わからない	201	29.2	240	21.2	25.0	—	28	29.5
合計	688	100.0	1,132	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	3		6				0	

Q33. あなたは今日の日本の裁判制度のなかで、犯罪者の人権は尊重されていると思いますか、それとも尊重されていないと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 尊重されすぎている	113	16.4	328	29.1	7.3	—	17	18.1
2 尊重されている	291	42.4	380	33.7	39.9	—	40	42.6
3 尊重されているとはいえない	76	11.1	114	10.1	21.5	—	12	12.8
4 (人権は)ひどく侵害されている	3	0.4	3	0.3	1.7	—	1	1.1
5 わからない	204	29.7	304	26.9	29.5	—	24	25.5
合計	687	100.0	1,129	100.0	100.0	—	94	100.0
無回答	4		9				1	

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q34. では逆に被害者の人権は、尊重されていると思いますか、それとも尊重されていないと思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 非常によく尊重されている	15	2.2	12	1.1	1.4	—	1	1.1
2 一応尊重されている	141	20.5	158	14.0	40.2	—	16	16.8
3 尊重されているとはいえない	311	45.2	559	49.5	35.6	—	47	49.5
4 (人権は) ひどく侵害されている	68	9.9	200	17.7	4.1	—	12	12.6
5 わからない	153	22.2	200	17.7	18.7	—	19	20.0
合計	688	100.0	1,129	100.0	100.0	—	95	100.0
無回答	3		9				0	

Q35. 罪を犯して刑務所に入って服役しているものに対する扱いについて、次のような2つの意見がありますが、あなたは一口で言ってどちらの意見に近いですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 罪は罪として、やはりきびしくこらしめることが必要であるから、あまり待遇をよくする必要はない	287	41.8	564	49.9	30.2	37.3	41	43.2
2 できるだけ人道的に、思いやりをもって扱うべきである	235	34.2	333	29.5	60.8	58.2	34	35.8
3 わからない	165	24.0	233	20.6	9.0	4.5	20	21.1
合計	687	100.0	1,130	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	4		8				0	

Q36. 一般的に刑罰を加えるということの意味について2つの対立した考え方があります。あなたはどちらの考えに賛成ですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 刑罰というのは、悪いことをしたことに對して、それをこらしめるためにするものである	191	27.8	374	33.1	19.0	24.8	31	32.6
2 刑罰というのは、悪いことをした人が、これから社会に復帰できるよう、立ち直らせてやることである	395	57.6	589	52.1	74.0	70.8	51	53.7
3 わからない	100	14.6	167	14.8	6.9	4.4	13	13.7
合計	686	100.0	1,130	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	5		8				0	

Q37. あなたは、自分の権利が侵害されたと感じたとき、裁判所に訴えることを考えますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 すぐ考える	36	5.2	60	5.3	11.1	22.8	3	3.2
2 たまには考えることもある	150	21.8	193	17.1	23.7	24.0	23	24.2
3 よほどのことがないかぎり考えない	422	61.3	744	65.9	60.6	49.9	58	61.1
4 わからない	80	11.6	132	11.7	4.5	3.3	11	11.6
合計	688	100.0	1,129	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	3		9				0	

Q38. 訴訟について、いろいろな意見がありますが、あなたは次のような意見に賛成ですか、反対ですか。
(○は一つ)「訴訟は、お金もかかるし、暇もかかり、たとえ訴訟に勝っても損をすることの方が多い」。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 そう思う	359	52.1	651	57.8	59.6	58.8	49	51.6
2 そう思わない	117	17.0	160	14.2	21.6	27.1	16	16.8
3 わからない	213	30.9	316	28.0	18.7	14.2	30	31.6
合計	689	100.0	1,127	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	2		11				0	

Q39. 訴訟や調停などについて、あなたは次のどの意見に近いですか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 「訴訟」をする方がよいと思えば、どんな訴訟をすべきである	70	10.2	71	6.3	8.1	8.6	14	14.7
2 「訴訟」をするというのはあまり好ましくないが、「調停」や裁判所での「公的な話し合い」ぐらいならほとんどんやってよい	300	43.7	455	40.6	42.7	39.7	44	46.3
3 できるだけそういうことをしないで、「私的な話し合い」で解決するよう努力すべきである	155	22.6	355	31.6	41.3	46.6	18	18.9
4 わからない	161	23.5	241	21.5	7.8	5.0	19	20.0
合計	686	100.0	1,122	100.0	100.0	100.0	95	100.0
無回答	5		16				0	

Q40. 子は親を扶養する法律上の義務があると思いますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 義務がある	203	29.6	456	40.4	55.8	48.1	24	25.5
2 義務はない	323	47.1	443	39.3	37.4	47.9	49	52.1
3 わからない	160	23.3	229	20.3	6.7	4.0	21	22.3
合計	686	100.0	1,128	100.0	100.0	100.0	94	100.0
無回答	5		10				1	

Q41. 殺人に対して、法律上定められているもっとも重い刑罰はどんなことだと思いますか。^{注12}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 5年の懲役刑	2	0.3	2	0.2	0.0	3.6	1	1.1
2 10年の懲役刑	4	0.6	3	0.3	0.3	7.1	1	1.1
3 15年の懲役刑	7	1.0	14	1.2	0.4	10.6	1	1.1
4 20年の懲役刑	12	1.7	12	1.1	1.0	—	1	1.1
5 無期懲役刑	94	13.7	145	12.9	16.6	26.3	7	7.4
6 死刑	499	72.5	835	74.1	76.3	41.4	72	76.6
7 わからない	70	10.2	116	10.3	5.4	7.2	11	11.7
合計	688	100.0	1,127	100.0	100.0	100.0	94	100.0
無回答	3		11				1	

注12：Q41では、1971年版の質問文「うらみをはらすために1人の人を殺した者に対して」を、1976年調査以降の調査では「殺人に対して」に変更。また1971年の選択肢から1年未満、1年、3年、7年、を削除し、20年を追加。問の形式も変更した。

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q42. では、窃盗をはたらいたものに対して、法律上定められているもっとも軽い刑罰はどんなことだと思いますか。^{注13}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 50万円以下の罰金	320	46.6	—	—	—	—	45	47.9
2 1年未満の懲役刑	82	12.0	541	48.0	64.6	51.6	9	9.6
3 1年の懲役刑	9	1.3	57	5.1	10.7	22.8	1	1.1
4 3年の懲役刑	24	3.5	75	6.6	5.3	10.5	3	3.2
5 5年の懲役刑	7	1.0	31	2.7	1.9	2.6	1	1.1
6 7年の懲役刑	2	0.3	6	0.5	0.3	0.8	0	0.0
7 10年の懲役刑	14	2.0	33	2.9	1.4	0.6	2	2.1
8 わからない	228	33.2	385	34.1	15.7	10.1	33	35.1
合計	686	100.0	1,128	100.0	100.0	100.0	94	100.0
無回答	5		10				1	

注13：Q42では、1971年版の質問文「最低の刑罰」を、1976年版と2005年版では「もっとも軽い刑罰」に変更。問の形式も変更。選択肢から死刑を削除。さらに2022年調査では、刑法が2016年に改正され窃盗罪の法定刑に罰金刑が新設されたため、選択肢に「50万円以下の罰金」を加えた。

Q43. 日本国民の憲法上の三大義務というのは、どれだと思いますか。(○は3つまで)^{注14}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 家族扶養の義務	63	9.1	158	13.9	24.1	27.1	7	7.4
2 納税	576	83.4	826	72.6	66.2	69.4	84	88.4
3 国土防衛	19	2.7	33	2.9	5.2	8.3	2	2.1
4 人権尊重擁護の義務	190	27.5	389	34.2	48.4	45.8	20	21.1
5 投票	64	9.3	165	14.5	27.7	26.8	15	15.8
6 子弟に教育を受けさせる義務	402	58.2	547	48.1	37.4	44.0	57	60.0
7 勤労の義務	431	62.4	563	49.5	32.6	29.2	66	69.5
8 憲法尊重擁護の義務	99	14.3	210	18.5	32.5	35.0	16	16.8
9 わからない	48	6.9	109	9.6	6.7	3.9	3	3.2
合計	1,892	273.8	3,000	263.6	280.8	289.5	270	188.4
無回答	4		14				1	

注14：Q43の設問は、複数選択を認めているので、合計は100%にならない。また質問文の「何と何だと思いますか」を「どれだと思いますか」に変更した。

Q44. ここにいくつかの犯罪があります。これらの犯罪の中で、もっとも悪質で重く罰すべきだとあなたが思うものはどれですか。あなたが「もっとも重く罰すべきだ」と思うもの、「2番目に重く罰すべきだ」と思うもの、「3番目に重く罰すべきだ」と思う犯罪を選んで、それぞれの番号を書いてください。

Q44. (1)「もっとも重く罰すべきもの」はどれですか。^{注15}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 強盗の準備をしたが実行しなかった【強盗予備】	4	0.6	20	1.8	0.5	—	0	0.0
2 13歳未満の男女に対してワイセツな行為をした(暴行はしていない)【強制わいせつ】	172	25.5	235	21.4	12.7	—	20	21.3
3 サギをやった【詐欺】	59	8.8	50	4.6	1.6	—	10	10.6
4 常習の窃盗【常習の窃盗】	45	6.7	68	6.2	1.5	—	6	6.4
5 盗品と知りながら買った【盗品の有償譲受】	3	0.4	5	0.5	0.8	—	0	0.0
6 他人から自分を殺してくれとたのまれその人を殺した【同意殺人】	391	58.0	720	65.6	82.1	—	58	61.7
合計	674	100.0	1,098	100.0	99.2	—	94	100.0
無回答	17		40				1	

注15：選択肢に(1)と番号をつけた。さらに「もっとも重く罰すべきもの」を「最も重く罰すべきもの」はどれですか」に変更し、「もっとも」を強調するために下線を引いた。なお、3つの設問文に下に「下の点線内から選んでください」という文言を追加した。

Q44. (2)「2番目に重く罰すべきもの」はどれですか。^{注16}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 強盗の準備をしたが実行しなかった【強盗予備】	15	2.2	27	2.5	7.1	—	3	3.2
2 13歳未満の男女に対してワイセツな行為をした(暴行はしていない)【強制わいせつ】	254	38.0	397	36.3	43.1	—	36	38.7
3 サギをやった【詐欺】	155	23.2	186	17.0	8.5	—	28	30.1
4 常習の窃盗【常習の窃盗】	142	21.3	333	30.4	24.4	—	13	14.0
5 盗品と知りながら買った【盗品の有償譲受】	16	2.4	30	2.7	6.0	—	2	2.2
6 他人から自分を殺してくれとたのまれその人を殺した【同意殺人】	86	12.9	122	11.1	9.7	—	11	11.8
合計	668	100.0	1,095	100.0	98.8(%)	—	93	100.0
無回答	23		43				2	

注16：選択肢に(2)と番号をつけた。さらに「2番目に重く罰すべきもの」を「2番目に重く罰すべきもの」はどれですか」に変更し、「2番目」を強調するために下線を引いた。

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

Q44. (3) 3番目に重く罰するべきもの。^{注17}

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 強盗の準備をしたが実行しなかった【強盗予備】	18	2.7	47	4.3	9.5	—	2	2.2
2 13歳未満の男女に対してワイセツな行為をした(暴行はしていない)【強制わいせつ】	111	16.7	225	20.7	19.5	—	22	23.7
3 サギをやった【詐欺】	215	32.3	260	23.9	20.5	—	22	23.7
4 常習の窃盗【常習の窃盗】	230	34.5	397	36.5	34.0	—	38	40.9
5 盗品と知りながら買った【盗品の有償譲受】	39	5.9	84	7.7	11.7	—	5	5.4
6 他人から自分を殺してくれとたのまれその人を殺した【同意殺人】	53	8.0	76	7.0	3.8	—	4	4.3
合計	666	100.0	1,089	100.0	100.0	—	93	100.0
無回答	25		49				2	

注17：選択肢に(3)と番号をつけた。さらに「3番目に重く罰するべきもの」を「『3番目に重く罰するべきもの』はどれですか」に変更し、「3番目」を強調するために下線を引いた。

Q45. 宗教についておききたいのですが、たとえば、あなたは、何か信仰とか信心とかを持っていますか。

選択肢	2022年調査		2005年調査		1976年調査	1971年調査	首都圏30キロ圏内	
	度数(人)	%	度数(人)	%	%	%	度数(人)	%
1 もっている、信じている	220	32.6	368	33.0	29.1	21.9	27	29.0
2 もっていない、信じていない、関心がない	454	67.4	747	67.0	70.7	78.1	66	71.0
合計	674	100.0	1,115	100.0	100.0	100.0	93	100.0
無回答	17		23				2	

表3 デモグラフィック要因 (2022年調査の全地域と首都圏30キロ圏内)

F1 性別 (全地域)

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	度数	%	度数	%
男性	568	47.3	331	47.9
女性	632	52.7	360	52.1
合計	1,200	100.0	691	100.0

(首都圏30キロ圏内)

有効回収サンプル	
度数(人)	%
41	43.2
54	56.8
95	100.0

F2 年齢分布 (全地域)

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	度数	%	度数	%
18歳, 19歳	22	1.8	8	1.2
20歳-29歳	129	10.8	60	8.7
30歳-39歳	138	11.5	81	11.7
40歳-49歳	201	16.8	131	19.0
50歳-59歳	180	15.0	107	15.5
60歳-69歳	182	15.2	124	17.9
70歳-79歳	207	17.3	117	16.9
80歳-89歳	116	9.7	58	8.4
90歳以上	25	2.1	5	0.7
合計	1,200	100.0	691	100.0

(首都圏30キロ圏内)

有効回収サンプル	
度数(人)	%
1	1.1
8	8.4
16	16.8
16	16.8
13	13.7
8	8.4
23	24.2
8	8.4
2	2.1
95	100.0

F3 市郡部別居住地分布 (全地域)

	設計サンプル		有効回収サンプル	
	度数	%	度数	%
21大都市	352	29.3	187	27.1
その他の市	704	58.7	413	59.8
町村	144	12.0	91	13.2
合計	1,200	100.0	691	100.0

(首都圏30キロ圏内)

有効回収サンプル	
度数(人)	%
66	69.5
29	30.5
0	0.0
95	100.0

注 21大都市とは、東京都特別区部と地方自治法252条の19の政令都市を併せたものを指す。

F4 世帯年収 (全地域)

	度数	%
なし	6	0.9
70万円未満	1	0.2
100万円未満	10	1.5
200万円未満	42	6.5
300万円未満	46	7.1
400万円未満	73	11.3
500万円未満	62	9.6
600万円未満	57	8.8
700万円未満	41	6.3
800万円未満	47	7.3
900万円未満	26	4.0
1,000万円未満	31	4.8
1,500万円未満	39	6.0
1,500万円以上	18	2.8
わからない	149	23.0
合計	648	100.0
無回答	43	

(首都圏30キロ圏内)

度数(人)	%
1	1.1
0	0.0
0	0.0
2	2.2
3	3.3
11	12.1
7	7.7
7	7.7
1	1.1
8	8.8
3	3.3
8	8.8
4	4.4
12	13.2
24	26.4
91	100.0
4	

続「日本人の法意識」はどのように変わったか

F5 卒業した学校（全地域）

	度数	%
小学校・中学校	54	8.0
高等学校	271	40.0
専修学校（専門学校）・各種学校	79	11.7
短期大学	69	10.2
高専（高等専門学校：工業分野を中心として、中学卒業後に入る５年一貫の高等教育機関	10	1.5
大学	170	25.1
大学院	21	3.1
その他	3	0.4
合計	677	100.0
無回答	14	

（首都圏30キロ圏内）

度数（人）	%
3	3.2
32	33.7
5	5.3
14	14.7
1	1.1
36	37.9
4	4.2
0	0.0
95	100.0
0	

F6 仕事（全地域）

	度数	%
経営者・役員	34	5.0
常時雇用の一般従業員	241	35.4
臨時雇用・パート・アルバイト	97	14.3
派遣社員	4	0.6
自営業主・自由業者	60	8.8
家族従事者	9	1.3
内職	2	0.3
学生	20	2.9
専業主婦・主夫	97	14.3
無職	115	16.9
その他	1	0.1
合計	680	100.0
無回答	11	

（首都圏30キロ圏内）

度数（人）	%
8	8.4
37	38.9
9	9.5
2	2.1
5	5.3
0	0.0
0	0.0
3	3.2
18	18.9
13	13.7
0	0.0
95	100.0
0	